

平成29年度

クリエイター等のための事務所等開設に対する 奨励金及び補助金について

この制度は、県外で業務を行っているクリエイター等が、金沢市で新たに事務所等を開設する場合にその開設に必要な初期費用及び賃料の一部を助成する制度です。

クリエイターの方の進出を促進し、本市のクリエイティブ関連産業の振興と活性化を図ることを目的としていますので、できる限り長い間、本市に開設した事務所で事業活動を継続し、本市でのクリエイティブ関連産業の振興に努めてください。

1. 交付対象者

- (1) 団体又は個人事業者であること
- (2) 映像、コンテンツ、デザインの分野を主たる業務とし、過去3年以上当該業務を営んでいること
- (3) 石川県外において業務を営んでいること
- (4) 新たに本市内の建築物において事務所等（スタジオ含む）を開設すること

※なお、以下の方は交付の対象とはなりません。

- ・本市内に既に事務所等を有している者
- ・法人市民税及び個人市民税を滞納している者
- ・当該事務所等の設置に当たり、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずる交付を受けた者
- ・過去にこの要綱が規定する奨励金及び補助金の交付を受けた者
- ・本市が設置する貸し事務所へ入居する者
- ・重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者又は公序良俗に反するおそれがある行為をすると認められる者

2. 適用審査会

適用審査会で交付可の決定の場合に、助成をします。

3. 助成内容

(1) 事務所開設奨励金

対象経費：設備導入費、改装費、移転に係る運搬費、旅費及び印刷費

限度額：50万円（万円未満切捨）

(2) 事務所賃貸借料補助

対象経費：事務所の家賃

※ 共益費、管理費その他これらに類する経費を除く。

補助率：1/4

限度額：50万円/年（万円未満切捨）※2年間で100万円

対象期間：2年間

※ 月初め（1日）開所の場合・・・開店した月から24月

※ 月途中開所の場合・・・・・・・・開店日の翌月から24月

（裏面有り）

4. 交付の申請に必要な書類

(1) 事務所開設前

- ・適用申請書
- ・登記簿謄本
- ・財務諸表（過去2年分）
- ・納税証明書

(2) 適用可の場合

【奨励金関連】

- ・奨励金申請書
- ・事務所開設奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等（写）
- ・請求書

【補助金関連】

- ・補助金申請書
- ・賃貸借契約書（写）

(3) 各年度末（最終年度は補助期間が終了次第）

- ・補助金完了報告書
- ・請求書

5. 流れ

- (1) 事務所開設前に、適用申請
- (2) 適用審査会により、交付可否の決定
- (3) 交付可の場合、1年以内に、奨励金及び補助金の申請
※ 奨励金と補助金の申請は別々に行います。
- (4) 開設奨励金請求、開設奨励金支払い
- (5) 年度末に実績報告、家賃の補助金請求
- (6) 補助金の確定通知、補助金支払い

6. その他

- ・補助期間途中で閉所等により廃業等事業が中止した場合は、補助金の交付はされません。
- ・奨励金及び補助金の支払いは請求書の提出後、概ね1ヶ月後となります。

※ 詳細はものづくり産業支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先

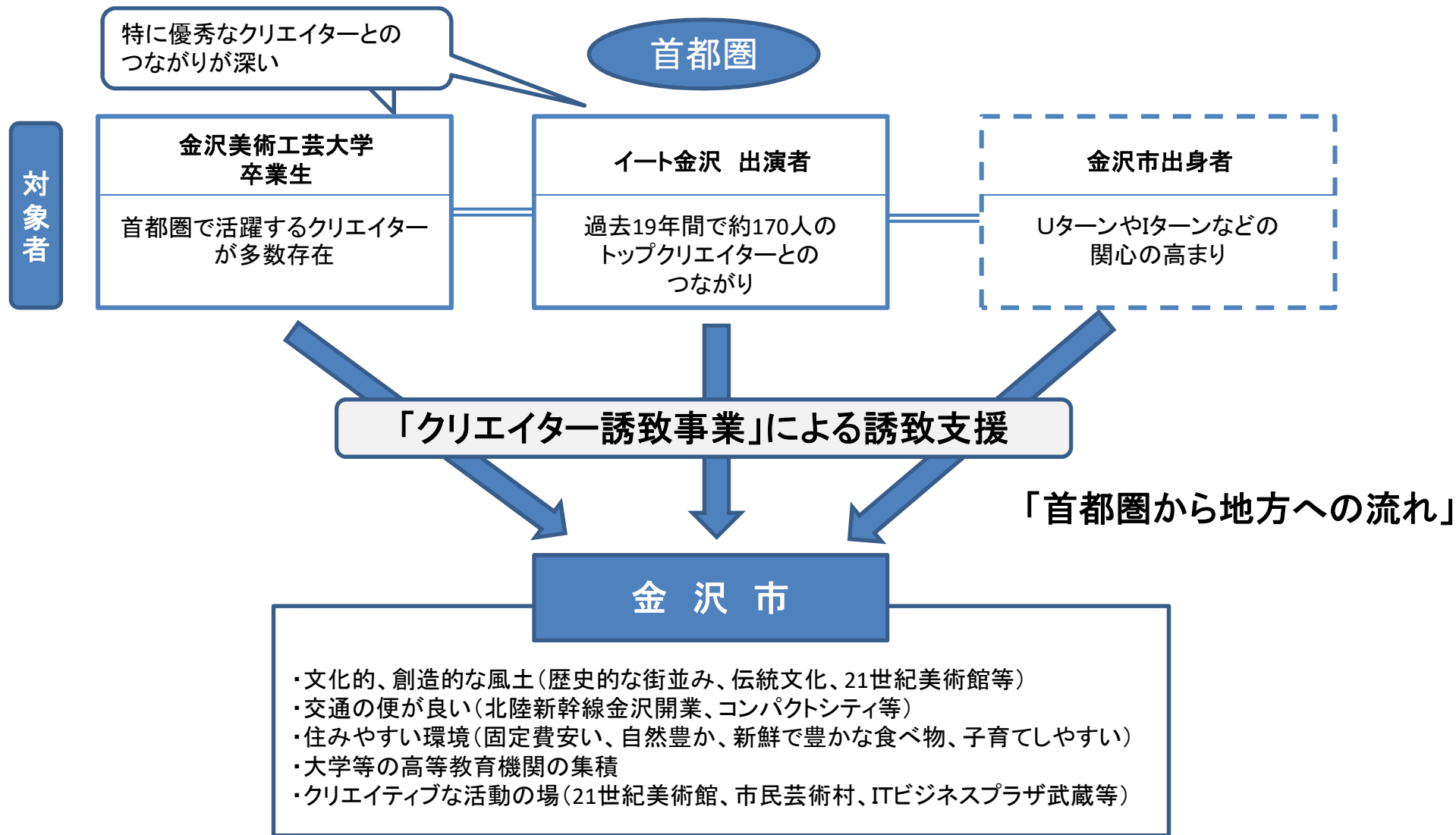
金沢市経済局ものづくり産業支援課 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2205 FAX：076-260-7191

Mail：monozukuri@city.kanazawa.lg.jp

クリエイター誘致事業

本市の特色(人材、環境等)を活かし、クリエイターの誘致を図り、IT関連産業の集積・振興し、地方から新産業の創出を目指す。



IT関連産業の集積・振興 → 新産業の創出へ

クリエイター等のための事務所等開設に対する奨励金及び補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 本市のICT関連産業の振興と活性化を図るため、石川県外で業務を行っているクリエイター等が金沢市で新たに事務所等を開設する場合における奨励金及び補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリエイター等 団体又は個人事業者であって、映像、コンテンツ、デザインその他これらに類する分野を主たる業務とし、第8条第1項の申請時において過去3年以上当該業務を営んでいる者をいう。
- (2) 事務所等 事務所、スタジオその他これらに類するものをいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱の規定による奨励金及び補助金は、石川県外において業務を営んでいるクリエイター等であって、新たに本市内の建築物において事務所等を開設したのに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、奨励金及び補助金の交付を受けることができない。

- (1) 本市内に既に事務所等を有している者
- (2) 法人市民税及び個人市民税を滞納している者
- (3) 当該事務所等の設置に当たり、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずる交付を受けた者
- (4) 過去にこの要綱が規定する奨励金及び補助金の交付を受けた者
- (5) 本市が設置する貸し事務所へ入居する者
- (6) 重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者又は公序良俗に反するおそれがある行為をすると認められる者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は事務所等の開設に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とし、その額は1件につき50万円を超えないものとする。

- (1) 設備導入費

(2) 改装費

(3) 移転に係る運搬費、旅費及び印刷費

(4) 前3号に掲げるもののほか、事務所等の開設に要する費用として市長が必要があると認める費用

(奨励金の対象期間)

第5条 奨励金の交付の対象となる期間は、適用の承認の日から1年を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は1月につき事務所等（クリエイター等が自ら賃貸借の契約を締結した事務所等に限る。）の賃借料（賃貸借契約上の月額賃借料をいい、共益費、管理費その他これらに類する経費を除く。）に4分の1を乗じて得た額以内の額とし、その額は1年につき50万円を超えないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間は、2年間（当該事務所等を本市外に移転をした場合は、当該移転をした日の属する月の前月まで）を限度とし、起算日は、次の各号に掲げる開設日の区分に応じ、該当各号に定める日とする。

(1) 開設日が月の初日の場合は、開設日の属する月の初日

(2) 開設日が前号以外の日の場合は、開設日の属する月の翌月の初日

(奨励金及び補助金の適用)

第8条 この要綱の規定による奨励金及び補助金の交付を受けようとする者は、開設日以前までに、市長に対し、奨励金及び補助金の適用の承認の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請を受理したときは、クリエイター等のための事務所等開設に対する奨励金及び補助金適用審査会に意見を聴いて適用の可否を決定し、当該申請をした者に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の審査会は、クリエイター等、学識経験者、本市の職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。